

財務大臣  
麻生 太郎 様

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期と改善を求める要望書

立憲民主党 税制調査会  
財務金融部会

消費税の仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が2023年10月に予定されており、それに先立ち、本年10月にはインボイス発行事業者として登録するための申請の受付が開始されます。

インボイス制度には、仕入税額控除の正確な実施に資するという利点がある半面、免税事業者からの仕入れに対して仕入税額控除を適用することが認められないために、取引過程から排除されたり廃業を迫られたりする免税事業者が生じかねないといった懸念や、とりわけ中小企業にとってはインボイスの発行・保存等にかかるコストが大きな負担になるといった問題が指摘されています。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、むしろその影響が拡大するなかであって、多くの事業者が厳しい状況に置かれており、とりわけこれら免税事業者の中には収入が不安定な個人事業者やフリーランスが多く含まれます。このままインボイス制度の導入を進めることは、事業者をさらに困難な状況に追い込むことになりかねません。よって、以下の措置を早急に講じることを強く求めます。

### 記

1. 2023年10月から導入される予定となっているインボイス制度について、新型コロナウイルス感染症が収束し、経済状況が回復するまでの間、導入を延期すること。それに合わせて、本年10月から開始されるインボイス発行事業者の登録申請受付も延期すること。
2. 免税事業者について、インボイス制度導入から6年間は免税事業者からの仕入れについても一定割合で仕入税額控除が可能となる経過措置が設けられていることや、課税事業者となることを選択した場合でも簡易課税制度を選択することが可能となっていること等、一定の配慮は見られるが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、円滑な移行のために必要な措置をさらに講じること。
3. 事業者の事務負担を軽減するため、関係省庁や関係団体等との協議を進め、簡易で安価な電子インボイスの整備や、電子インボイスの導入を支援するための補助金創設等、必要な措置を迅速かつ十分に講じること。

以上